

京 都 市  
住 友 商 事 株 式 会 社

元白川小学校(元粟田小学校)跡地活用に係る基本協定書締結式について

- 1 日時 平成30年3月15日(木)午後4時から午後4時35分
- 2 場所 京都市役所 第一応接室
- 3 内容 元白川小学校跡地活用に係る基本協定書を、京都市と住友商事株式会社の間で締結する。
- 4 出席者 住友商事株式会社  
南部 智一 専務執行役員  
  
京都市  
門川 大作 京都市長
- 5 次第
  - (1) 出席者紹介、経過説明
  - (2) 基本協定書の締結
  - (3) 写真撮影
  - (4) 門川市長 あいさつ
  - (5) 南部専務 あいさつ、中本部長 事業概要説明
  - (6) 質疑応答
- 6 資料
  - ・基本協定書の概要
  - ・元白川小学校(元粟田小学校)跡地活用について
  - ・元白川小学校跡地有効活用提案

お問合せ先

京都市：行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当

電話 075-222-4119

住友商事株式会社：広報部 報道チーム

電話 03-5166-3100

## 基本協定書の概要

平成30年3月15日に締結する「元京都市立白川小学校（元栗田小学校）跡地における住友商事株式会社の事業に関する基本協定書」の概要は次のとおりです。

### （前文）

京の七口の一つ「栗田口」を有し、東山連峰 栗田山の麓、白川の流れる美しい地に、元京都市立白川小学校の前身となる栗田小学校は、明治2年、明治の先人達が英知と努力を結集し、「まちづくりは人づくりから」との信念の下、未来の京都の輝かしいまちづくりを目指し、地域住民の寄付により創設した日本初の学区制小学校である「番組小学校」の一つとして開校した。

1200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続け、創造的な発展をし続ける世界でも稀有な歴史都市である京都は、文化芸術を基軸として、産業、観光、教育などあらゆる分野を融合する新たな価値を創造する日本の文化首都であり、地域住民が結束して学校を創設したという「番組小学校」の精神が今も息づく自治のまちでもある。

このような元京都市立白川小学校や京都の特性を踏まえ、京都市（以下「甲」という。）と住友商事株式会社（以下「乙」という。）は、乙が元京都市立白川小学校の敷地（以下「跡地」という。）において展開する事業を通じて、世界に向けて日本の心を発信するとともに、京都ならではの価値を生かすまちづくりを地域と共に深化させるため、パートナーとして誠実に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

### （第1条 趣旨）

本協定は、甲が実施する跡地の活用事業について、乙が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲及び乙が相互に協力し、跡地における事業施設の設置運営を円滑に進めるため、一般定期借地権設定契約（以下「貸付契約」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めるものとする。

### （第2条 協定期間）

本協定の有効期間は、協定の締結の日から、貸付契約の締結の日までとする。

### （第3条 信義誠実の原則）

甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(第4条 事前協議会)

甲及び乙は、貸付契約の締結に必要な、具体的な活用計画や地域の自治活動等に配慮した対応、施設整備、運営方法などについて、粟田自治連合会（以下「丙」という。）の意見を聴取するために事前に協議会（以下「事前協議会」という。）を開催する。なお、事前協議会は、公開しないものとする。

(第5条 その他の協議等)

甲及び乙は、事前協議会の協議事項のほか、貸付契約の内容を決定するため、貸付料の金額、支払時期、契約締結の方法などについて協議するものとする。

(第6条 貸付契約の相手方)

乙は、第4条の事項について甲及び丙と合意し、前条の事項について甲と合意したときは、合意した内容の履行を条件として甲の貸付契約の相手方となるものとする。

(第7条 合意の期限等)

前条の合意は、平成31年3月31日までにされなければならない。

一般的な条項である第8条から第12条は省略する。

(第8条 土地調査等)

(第9条 協定の解消)

(第10条 協定が解消された場合の費用負担)

(第11条 権利義務の譲渡等の禁止)

(第12条 定めのない事項)

## 元白川小学校(元栗田小学校)跡地活用について

### 1 基本協定書締結までの主な経過

- 平成 6年 8月 「都心部における小学校跡地の活用についての基本方針」を策定
- 16年 4月 京都市立栗田小学校 閉校（元有済小学校と統合し、元白川小学校が開校）
- 23年 3月 京都市立元白川小学校 閉校
- 11月 「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定
- 24年 7月 「学校跡地活用の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」を策定し、民間等事業者の活力を生かした提案を広く募集
- 29年 1月 栗田自治連合会から要望書受理  
元白川小学校(元栗田小学校)跡地活用に係る契約候補事業者選定のためのプロポーザルの実施を決定
- 3月 「元白川小学校(元栗田小学校)小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会」の設置・開催（全5回）
- 30年 1月 契約候補事業者として、住友商事株式会社を選定

### 2 元白川小学校(元栗田小学校)跡地の概要（位置図は裏面を参照）

- 所在地 京都市東山区三条通白川橋東入三丁目夷町175番2外
- 面 積 6, 453. 65 m<sup>2</sup> (公簿面積)
- 延床面積 4, 796 m<sup>2</sup> (校舎(北・南), 体育館)

### 3 住友商事株式会社による元白川小学校(元栗田小学校)跡地の活用

- 提案概要 京都の伝統文化や伝統産業品を積極的に活用し、文化事業と賑わい事業を融合した文化複合施設
  - 文化スペース (ギャラリーショップ)
    - 「ライブラリー栗田」(図書館)
    - 宿泊施設
    - 自治会活動スペース (屋外のグラウンド, 屋内の会議室等)
    - 半屋外空間「にぎわいデッキ」, 「コミュニティカフェ」など
- 開業時期 平成33年度開業予定
- その 他 住友商事株式会社と元白川小学校(元栗田小学校)跡地の活用に係る基本協定書締結後、京都市、同社及び地域住民の三者による事前協議会において、契約の内容に関し協議を行い、合意のうえ、貸付契約を締結する。

## 位置図

